

平成26年度

農業委員会事務報告



農業委員会

農業委員会関係

総論

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業者の代表として公選により選出された農業委員を中心に構成される村の行政委員会として、農地法など法令で定められた業務を執行するほか、農業の利益代表機関としての役割も担っている。

農業委員会等に関する法律及び農地法の改正については、今後、通常国会に改正法案が提出され、現在、審議されている。7月以降、改正法案が成立・公布される見込みであり、その後、制定が必要と思われる。改正法の施行は平成28年4月1日の予定である。今後、農業委員会は、委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員の創設など、法改正に伴い、組織・体制の大きな見直しが求められるようとしている。地域農業の振興に向けた取り組みに大きな期待が寄せられている農業委員会組織は、改正法案の国会審議などに伴い、その活動の成果や社会的役割に関心が集まるなか、農地利用の集積や耕作放棄地対策など、農地対策を基礎として、信頼と評価に値する実績を積み上げていかなければならない。

本村においても、農業所得の減少、農業担い手の高齢化が進むなか、耕作放棄地の増加や担い手不足が懸念されており、農業の持続的な発展を通じ、食料の安定供給の確保や国土の保全を図り、農村の振興を推進していくためには、農業に意欲と能力のある人材の確保・育成に更に努めていく必要がある。

本委員会は、農地関係許可申請に対する許可事務、農業者年金事業事務、未墾地登記事務、農業経営基盤強化促進法に基づく土地流動化の推進、優良農地の確保と農地の無断転用の防止を図るための農地パトロールを実施したほか、農業者の営農実態や意向を踏まえた農地の利用調整、認定農業者を中心とする担い手への利用集積と農地の効率的な利用の促進、優良農地の保全確保、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成等に取り組み、「地域の世話役」としての活動を行った。

また、遊休農地解消のアピールに努め、農業委員会自ら10aの耕作放棄地を借り受け、玉ねぎとじゃがいもを栽培し、収穫した一部を村内小中学校に配布を行った。

(1) 農業委員会の構成

農業委員は平成26年7月改選があり、13人の委員で構成している。

毎月総会を招集し、農地法並びに経営基盤強化促進法に基づく許可申請を慎重審議し処理を行った。又当面する農政の諸問題についても協議を行った。

委員名簿

議席・職名	氏名	推進班	議席・職名	氏名	推進班
1・会長	秋丸安弘	総括	8・委員	横山守	担い手
2・職務代理	中村賀津男	農地	9・委員	上村正通	農地
3・委員	勝原星四郎	担い手	10・委員	山北早織	農地
4・委員	吉村哲夫	担い手	11・委員	西則男	経営

5・委員	小崎健二	担い手	12・委員	又村元規	経営
6・委員	小崎純一	農地	13・委員	川内美智代	経営
7・委員	嶋原誠一郎	経営			

※ 業務推進班の説明 ・ 農地……農地業務推進班、・ 経営……経営業務推進班、
 ・ 担い手……担い手（後継者）業務推進班

◎平成26年度における、農地法に基づく許可申請の内訳は、次のとおり

許可条項	地目	筆数	面積 (㎡)	内訳				
				種別	件数	筆数 面積(㎡)		
農地法 第3条	田	33	13,868.00	所有権移転	5	24	7,359.00	
				使用貸借権設定	0	0	0.00	
				贈与	2	9	6,509.00	
	畑	15	13,858.00	所有権移転	4	4	5,570.00	
				使用貸借権設定	0	0	0.00	
				贈与	2	11	8,288.00	
				小計	48	48	27,726.00	
	農地法 第4条	田	1	166.00	進入路	1	1	166.00
					住宅拡張	1	1	94.00
		畑	1	94.00	農業用倉庫	0	0	0.00
個人住宅					2	3	770.00	
小計		2	2	260.00				
農地法 第5条		田	41	49,400.00	貸貸借権設定	18	41	49,400.00
	使用貸借権設定				0	0	0.00	
	所有権移転				0	0	0.00	
	畑	4	1,414.00	貸貸借権設定	15	19	28,914.00	
				使用貸借権設定	1	3	5,323.00	
				所有権移転	0	0	0.00	
				山林	0	0	0.00	
	小計	7	7	2,184.00				
	基礎強化	畑	22	34,237.00	貸貸借権設定	15	19	28,914.00
					使用貸借権設定	1	3	5,323.00
所有権移転					0	0	0.00	
小計		63	63	83,637.00				
田		2	2	3,219.00				
農地法 第18条	畑	2	12,174.00	所有権移転	2	2	12,174.00	
				小計	4	4	15,393.00	
総計	122	122	129,200.00		58	132	129,200.00	

(2) 農業者年金事業

新制度は、加入者数や受給者数といった基礎率に左右されない積立方式（任意加入）となり、農業に従事する者はすべて加入でき、また将来の年金受給に当たっては、納めた保険料と運用益を年金原資とし、一定の年齢に達した時に受けることになる。さらに、認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手に対し、国の保険料助成（政策支援）がある。家族経営協定を活用した後継者・配偶者の際策支援加入を推進する。

◎平成26年度の申請・届出件数

申請・届出の区分	件数	説 明	
裁 定 請 求	2	経営移譲年金裁定請求	0件
		農業者老齢年金裁定請求	1件
		特例脱退一時金裁定請求	0件
		脱退一時金裁定請求	0件
		死亡一時金裁定請求	1件
死 亡 喪 失	12	受給権者死亡届 (未支給年金請求)	12件
返 還	0	加算対象農地返還届	0件
処 分	0	特定対象農地処分届	0件
		加算対象農地処分	0件
届 出	0	処分対象農地除外届出	0件
加 入	0	任意加入資格取得	0件
申 出 書	0	期間該当	0件
		資格喪失	0件
取 得	0	資格取得	0件
		高齢継続	0件
諸 届 出	1	証書紛失届	1件
現 況 届	66件	老齢年金分	46件
		経営移譲年金分	22件

(3) 未墾地・既墾地の売渡並びに登記事務

戦後食料の増産と帰農促進を目的とする開拓事業を行うため、国が山林原野等の未墾地を取得し、これを開拓者などに売渡したが、開拓不要地や売渡し後の成功検査不合格のために国が買戻すなどして現在国が管理している。売渡・登記にあたっては、県と連携を図りながら業務を行っている。

(4) 農作業標準賃金の決定

人夫賃金や機械の借料等について、物価の動向並びに近傍市町村の設定額を勘案しながら、平成27年1月1日で額の見直しを行った。

(5) 実勢借地料の情報

改正農地法第52条に基づき農業委員会が設定した地域ごとの実勢借地料の
 平均値、最高値、最低値を公表することになった。平成26年(平成26年1月
 1日～平成26年12月31日)

◎実勢借地料

―(田(水稲の部) 10a当たり(山田)―

平均額	最高額	最低額	データ数
17,451円	22,440円	16,830円	28

―(田(水稲の部) 10a当たり(万江)―

平均額	最高額	最低額	データ数
15,511円	16,830円	14,191円	2

―(畑(粟の部) 10a当たり(山田)―

平均額	最高額	最低額	データ数
8,830円	8,830円	8,830円	1

―(畑(粟の部) 10a当たり(万江)―

平均額	最高額	最低額	データ数
6,000円	6,000円	6,000円	1

―(畑(普通畑の部) 10a当たり(山田)―

平均額	最高額	最低額	データ数
14,250円	20,000円	8,500円	2

―(畑(牧草の部) 10a当たり(山田)―

平均額	最高額	最低額	データ数
9,000円	9,000円	9,000円	2

(6) 村内における耕地面積

◎平成27年3月末現在農地集計

地区	農地所有 農家数	耕地面積		単位：㎡	計
		田	畑		
1区	37	130,906.00	103,517.00		234,423.00
2区	48	212,682.39	167,712.25		380,394.64
3区	42	95,483.81	379,823.48		475,307.29
4区	49	129,838.92	216,733.00		346,571.92
5区	51	213,362.52	183,202.00		396,564.52
6区	34	81,475.00	78,273.00		159,748.00
7区	43	134,057.00	126,248.68		260,305.68
8区	34	168,503.00	227,621.93		396,124.93
9区	40	193,836.00	281,678.77		475,514.77
10区	58	140,027.00	358,345.01		498,372.01
11区	58	235,278.00	349,042.53		584,320.53
12区	34	135,366.07	180,455.00		315,821.07

13区	41	126,281.00	203,313.77	329,594.77
14区	69	102,594.49	385,069.64	490,280.13
15区	46	131,986.30	163,748.72	295,735.02
16区	14	1,057.00	17,273.00	18,330.00
小計	698	2,232,734.50	3,422,057.78	5,657,408.28
村外	643	240,848.44	824,407.49	1,065,255.93
合計	1,341	2,473,582.94	4,246,465.27	6,722,664.21